

日本学術会議の在り方に関する専門調査会（第 11 回）

議事録（案）

1．日時：平成 14 年 10 月 16 日（水）10：00～12：00

2．場所：中央合同庁舎第 4 号館第 4 特別会議室

3．出席者：

（議員・委員）石井紫郎会長、井村裕夫会長代理、白川英樹議員、黒田玲子議員、生駒俊明委員、市川惇信委員、塩野宏委員、田村和子委員、中根千枝委員、益川敏英委員、三井恒夫委員、山路敬三委員

（事務局）上原官房審議官、三浦参事官

4．概要：

（1）「日本学術会議の在り方について（中間まとめ）（案）」について

【石井会長】第 11 回専門調査会を開催します。では、資料の確認を。

【事務局】資料 1～5 の確認と説明。

【石井会長】前回に、中間まとめ案について御議論いただいた。そのときにご指摘いただいたことを踏まえ、私と事務局で修正案を作成した。本日はこの案について御議論いただき、可能であれば、これを中間まとめとして固めて参りたい。また、前回の宿題、いろいろな組織形態について資料 2 としてまとめた。事務局から資料 1 と 2 について説明してもらう。

【三浦参事官】（資料 1 及び 2 について説明）

【石井会長】今日初めて出た資料 2 が目新しいので、まずは、これについてご質問あるいはこれに関連した御意見があれば、お願いします。公法人について専門の論文も書いていらっしゃる塩野委員、いかがでしょうか。

【塩野委員】業務運営の次の評価に「政策評価」があるが、これは政府の中での評価。もうひとつ、国民の目からみた評価というよりは、国民との関係があるのが、情報公開法。この中で情報公開法の適用があるものがあるので、評価の前に情報公開法の適用について記載すると、国民の目を意識していることになるだろう。ちょっと法律的に気になるのは、「特殊法人・認可法人」

ではなく、特殊法人と認可法人は法律的にかなり性格が異なるので、特殊法人と認可法人の間には棒線を引かれた方がいいと思う。あと、細かいことを言うと、指定法人にもいろいろあるので、そのことを注記されたらよいのではないか。だが、一覧性を持ったものを作って頂いて、参考になった。

【石井会長】特殊法人と認可法人の間に線を引いた方がいいといわれる最大のポイントは？

【塩野委員】本質的にいうと、特殊法人は特別の設立委員を任命して、その特別の設立委員が設立するが、認可法人は民間の設立である。ただ、民間が設立した法人が本当の法人になるためには政府の認可がいるのが、認可法人。法律的に性質が違う。しかし、日銀も認可法人なので、これはどうかと聞かれるようになってしまうところもある。ただ、一般論としていうと、特殊法人と認可法人は違う。

【石井会長】ありがとうございます。他になにか。では、中間まとめ（案）の議論の中で、設置形態等についてもいずれにしろ議論の対象になるので、資料2については、また戻ることもあるとして、資料1について御議論をお願いしたい。前回から今回に至るまでにリバイズした点は事務局の説明の通りだが、その点だけに議論が絞られるものではない。忌憚のない御議論をお願いしたい。

【市川委員】本日は承が得られれば、中間まとめとして報告されるということなので、今日は理念的な議論のできる最後の機会かもしれないので、書生っぽい議論で恐縮だが、再度確認したい。

1 ページの科学者コミュニティの役割については、基本的に賛成である。他に書いて欲しいこともあるが、ここに集約されてきたということで結構だと思う。2 ページの、それを受けての日本学術会議の役割だが、ここで非常にはっきりしているのは、日本学術会議は科学者コミュニティのある意味の代表である。科学者コミュニティの間の連絡・調整をして、その科学の水準を上げる。それから に飛ぶが、その科学者コミュニティと、それ以外の社会との間のコミュニケーションを図る。 に政策提言が出てくるが、政策提言にも2種類ある。政府からの諮問を受ける場合と自発的な提言がある。そうすると、結局日本学術会議の位置付けとしては科学者コミュニティの代表であり、役割としては、科学者コミュニティのために、もちろんそれを通じて国に貢献するが、科学者コミュニティのために活動していくことになっている。

そう考えると、ここから先、私流の論理の飛躍をすると、日本社会における部分社会を代表しているものとなる。地域的な部分社会であれば都道府県、

市町村があって、そこにそれぞれある意味の政治行政組織がある。当然のことながら、部分社会を対象としている政治行政組織はその部分社会の構成員が支えている。

このことをベースにすると、資料2にある設置形態のうち現在のような国の特別の機関としての位置付けは、その理念にあわない。というのは、特別の機関は首相任命になる。首相任命は軽いものではない。任命権者に対して責任を負う。それと同時に任命権者からの制約を受ける。そして首相は行政の最高責任者である。従って、行政の中に入って行政において責任をとり、行政としての制約を受けることになるのがおかしい。

2番目に、国の機関となった場合には、その国の法律あるいは規則によって活動が制約される。更に言えば、実質的な活動は予算配分によって制約を受ける。資料2にある人事院、これは設置形態としては非常に独立性があるように見えるが、予算措置は国から受ける。予算が決まれば活動も自ずから決まり、そういう意味の制約が出てくる。そういう予算的制約、制度的制約のもとにあるのは、柔軟な活動の妨げになる。さらに言うなら、行政の最高責任者からの制約を受けているのであれば、中立的活動とは論理矛盾を起こす。いろんな意味で、国家意思がここに反映してくる、国の機関であれば国家意思が反映してくるのは当然だが、そのような設置形態はここで謳われているような、すなわち科学者コミュニティの代表として、その立場から中立的に活動することと矛盾する。

経費の問題だが、先ほども言ったように、国の経費であるとすれば、それを通じてのある種の制約は避けられない。9ページの設置形態に「経費をまかなうことを可能にする」とある、この「まかなう」に千金の重みがあると読ませてもらったが、やはり自前の資金を持つのは重要である。部分社会を代表するという基本的性格と対比すると、これは科学者によって支えられる組織であると考えられる。日本学術会議が謳っているように、73万人の科学者を代表するのなら、無責任に考えて、73万人が1万円ずつ出せば73億円になる。捕捉率が50%でも40億くらいは集まる。いささか誇張しているが、理念的にはそうなる。国から支援するのは当然あっていいが、原則は会費で支えるべきであろう。

これは大きな副次的効果ももつ。科学者が日本学術会議に関心を持つようになる。自ら金を出せば関心を持つ。さきに学会に対するヒアリングを行った際、非常に印象的だったのは、学会が日本学術会議に関心を持たないこと。一旦会員を出してしまえば、後は関心を持たないというのが印象的だった。その時考えたのは、学会が金を出したらどうかと思ったが、そうすると、また日本のムラ社会的性質がいろいろと動くと思うので、科学者一人ひとりが支えればよろしい。

理念から生まれる3つ目は、評価体制である。9ページの上の方に「評価体制があって、評価の仕組みを導入することが考えられる、とある。もし科学

者コミュニティが支えているのであれば、日本学術会議の活動の評価は科学者コミュニティが行えばよい。会員以外の科学者の中から評価者が選ばれて評価する。そうではなく、国として税金で設置するのならば、国民の代表によって評価されるべきである。現在各省庁の研究機関は公務員以外の評価委員会によって評価されているので、日本学術会議が国の機関として位置付けられ国費で運営されるならば、科学者以外の国民の代表によって評価されることになる。

【益川委員】質問がある。あまり社会科学的な考察をした経験がないのでうまくいえるかどうか分からないが、今の意見の中で、日本学術会議が科学者の自治組織的な視点から主張が作られていたところが多かったように聞き取った。しかし、科学者会議は必ずしも自治組織ではなく、科学が社会の重要なアクティビティである以上、科学を担っている科学者が科学のアクティビティという局面で遭遇している諸々の問題、時と場合によっては科学者自身の問題かもしれないが、また、あるときには社会につながっていく問題でもあり得る、そういう種類の問題を取り扱っている組織なので、部分社会の中で自分達のことだけを議論しているわけではないと思う。そういう意味で科学者の中だけで閉じて議論しているわけではないと思う。ご発言の趣旨を取り違えて議論しているところもあるかもしれないが。

【市川委員】まさにポイントに入ってきた感じがする。ご質問ありがとうございます。社会における機能的な部分社会の代表である、よってそれを支えるのはその部分社会であろうと申し上げた。そのような機能的代表は他にもたくさんある。例えば経済の領域で機能を背負っている団体は、その代表機関、日経連と経団連が一緒になった日本経団連がある。日本経団連は、活動をみていてわかるが、決して中のことだけを議論しているのではない。日本の経済全体のことを議論し、更には外国経済との調整を議論している。しかし、経団連に国費を投入すべし、もしくは国家組織でなければならないという議論はない。自治だからということではなく、その機能が狙っているものは何かという視点で設置形態およびそれを支える機構が決まってくるのだと思う。

【益川委員】今の議論にかみ合う議論ができるかどうか分からないが、経団連も確かに社会のなかの重要なアクティビティであり、だからといって国費が投入されているわけではないという論理があった。その経団連の果たしている役割の主要なところがどこにあるかといえば、経済団体としての目的がありそのアクティビティがある。ある意味副次的役割として対社会として関係してくる。しかし、科学者会議というのは、科学というアクティビティが非常に国民の生活と切っても切れない関係にあり、そこに専門性の高い立場

から発言している。かつ、科学者として果たさなければならない、研究者に対する発言だけでなく社会に対する発言も国家の中の重要なアクティビティとして存在しなければならないと思う。科学者の持っている社会的発言力のようなものを国家が重要なファンクションとして必要としている。そこに根拠があると思う。完全に論理的に展開できているかどうかよくわからないが。

【山路委員】前回の会議の時に、私は、新しい日本学術会議の役割が3つ書いてあるが、3つのそれぞれについて最適の設置形態は異なるべきだと申し上げたが、もう一度繰り返して申し上げる。政府の丸抱えで、政府の機関として存在していいのは、の政策提言との社会との双方向コミュニケーション、これは政府との関連で重要なことであって、国からお金をもらって国の組織となってやってよろしいと思うが、の科学者の連携・調整は、一部、国の支援は受けるとしても基本的には民間団体としてやることだと思う。欧米のアカデミーでもそのような形態をとっていると最初の頃の議論で出ていた。この3つを一つの設置形態に包含していくことに無理があるのではないか、分けた方がいいのではないかというのが私の考え。

【中根委員】を民間団体とするというお話だが、日本の場合、民間団体とするのは非常に難しいと思う。まず、今のような税制では財源の確保がおぼつかないし、今まで政府に依存してきた日本の科学者コミュニティの現状を考えれば、民間として独立して全体をうまく組織できるかとは思えない。政府と制度的関係を持たざるを得ないと思う。イギリスやアメリカとは社会的背景が異なることも留意すべきである。

【三井委員】市川委員のおっしゃるように、科学者が財政も負担してコミュニティを支えるというのは、論理としてはよくわかるが、日本の科学者にまだそういう自覚がないのが問題。社会に対する科学の情報発信や、世の中で起こっている現象の科学的解明ということについても、まだ日本の一般国民が学術に対する信頼、尊敬がなく、科学者自体にそういう自覚がないのが問題だと思っている。前から言っているように、科学者が自ら支えるということになるまでには時間がかかると思われ、今は科学をもっと国民の間に浸透させて、国民が科学を信奉し、科学者を尊敬するという社会を作っていくためには、国の機関として政府への提言、社会への情報発信、科学者自身がボトムアップで水準向上に努めることが必要。今の期間は現実論として国の機関とすべきだと思う。

【石井会長】今までうかがってきたところで、コメントさせていただく。部分社会の代表機関であることは市川委員の言われるとおり。問題はいかなる

意味において代表であるのか、いかなるものとして代表機関を設けるのかという視点である。経団連、日経連などの経済団体が作っている組織は、国民が望んだから作られたものでは多分ないだろう。自発的につくった組織がいろいろな機能を果たしている。その中に政策提言機能もあるだろう。自分達の利益を主張する機能もあるだろう。日本学術会議あるいはアカデミーがどうあるべきか、どうすべきかという議論は、日本の国民がどういうものとして科学者コミュニティの代表を必要としているのか、どういう機能を求めて代表機関があったほうが望ましいのか。ないほうがいいというのなら、それでもいいのだが。部分社会の代表といっても、産業の代表と科学者コミュニティの代表では意味が違ってくるのではないか。我々がここで議論しているのは、まさにその視点で日本学術会議の在り方を議論することではないか。

ここには機能が並列的に書かれているが、の科学の水準向上、これは科学者の世界だけの内輪の利益だけを問題にしているのではないはず。日本の国においてどういう意味をもっているかという公共性に即して我々は科学の向上、科学者コミュニティの中のコミュニケーションの問題を議論する機能を望んでいる。、も当然公共性に即して議論している。そういう意味での公共性に相応しい代表機関としていかなる組織形態が望ましいのか。

もう一つは会員の選出方法がどういうものがよいのか。例えば、代表というとしばしば単純に選挙と言われるが、科学の特殊性、科学の公共性に即した代表機関の構成メンバーを選ぶという意味と総合すると、いかなる選び方がいいのか。そういう意味で、ここでは co-optation という原理を出している。また merit base である。つまり、科学者としての能力が一番ベースにあり、選挙ではなくて、自分たちの仲間を自分達で決めるというやり方の提案がここに書いてある。科学者コミュニティは部分社会の代表だが、いかなる意味のものとして国民が考えるか、どういうものが望ましいとするのか、それがここでの議論の対象であると考え。

【生駒委員】中間報告全体に関しては、大変よく書けていて、賛成。今議論の中心になっている設置形態と予算措置については、私は一貫して政府が予算的にはほぼ全面的に面倒をみて、かつ政府から一定のアームレングスがあることを主張してきた。予算措置については、日本学術会議に対する予算措置と考えると、受益者負担的な考え方、あるいはそういう力がないから政府がやるということになるが、科学に対する、あるいは学術に対する政府の支援という観点に立てば、科学によって益を受けているのは国民全般。経団連もほとんどの収入は科学的所産からなるものであって、本来あれを還元してもらえば科学者コミュニティはお金持ちになる。従って税金によってまかなうと考えれば、理念的にスムーズ。科学者コミュニティの代表である日本学術会議というより、学術に対する支援の一環として日本学術会議にお金を出す、これが私の一貫した考え。これはクリアだと思う。

それから政府から一定の自由度を持つのは非常に大切。独立行政法人かなと思っていましたが、この表ははっきりしていてどうも馴染まない。こうみると、現行法でどこに馴染むかという馴染むのがなくて、やはり日本学術会議か。この表はよく作ってある。これをみると、大臣の所轄であって一定の自由度を保つという、これを書いてあるんですか。特殊法人は馴染むと思うが、減少方向ということだし。ある意味では日本学術会議法改正を考えておられるかと思うが、はっきりとアームレングスで自由度を確保してあれば、いいかなと思う。基本理念は同じだが、この表を見て、実際問題として若干変わりつつある。国立大学も同じで、世の中で評価とよく言われているが、私は危惧している。お金のフローでもって、誰がコントロールするかという理論がまかり通りすぎている。お金を出しているのだから評価もするというのは、学術や科学に関しては間違った考えで、ワンクッションおいたコントロールが必要。日本学術会議に対して政府が全面的に予算措置を取る場合、予算措置が正しいかどうかを評価するべきであって、日本学術会議の中身を評価するべきでない。政策評価に留めるべきだろうと思う。日本学術会議自身のアクティビティに対しては別個の評価が実質的にとられるべき。マネーフローでコントロールするという考え方はこの際断ち切った方がいいと思っている。

【田村委員】生駒委員の発言は重要と思う。私は、20 世紀後半からの科学技術の進展が、国の政策を含めて国民の生活を左右し、科学技術がなければ社会が動かないような事態になっている中で、日本学術会議を新しくすることが必要になってきたのだと思う。総合科学技術会議が出来て、科学技術政策が変わってきたと思うが、その中で国民の立場から、一番危惧するのは、長期的な科学技術政策の立案、検討が十分できるかという点だ。長期的な科学技術の在り方や学術の振興政策を、政府や政治から独立した形で考えられる組織としての日本学術会議、そして科学者の発言が、前よりもっと大事になってきている。科学技術立国をうたって科学技術・学術の戦略的振興をねらうなら、国としてそういう組織を大事にしなければいけない。国が科学者コミュニティの意見を聞くことを必要としている。国民も大事に思っている。従って、財政的には国が面倒をみるが、もっと離れた立場で国の将来をどう導いて行くかの意見を出してもらうのが重要。書き方としては 、 、 の順でよいと思うが、科学者の代表だから国のお金ではなく独立しろ、というのは少し違うと思う。

【塩野委員】市川委員からは大変なドグマティックを聞かせていただいて、なるほどと思った。それをもう少し世俗的に翻訳すると、科学者の方では自分達も言いたいことがたくさんあるがルートがはっきりしない。そこをきちんと、自分達の意見をまとめて言いたい、あるいは複数かもしれない。訴え

たいものの中には自分達の環境改善もあるだろうし地球の将来を考えての意見もあるだろう。それがまず根っこにないと、どんなものを作ってもだめ。もう一つは、国民あるいは政府あるいは世界も日本の科学者の声を聞きたいという、その両方がマッチングして現在の問題がある。世俗的にいうとそういうことになる。

しかし、その場合、科学者コミュニティが何か、これが非常なフィクション。一種の部分社会もいろいろな段階があって、例えば商工会議所くらいまでいけばかなりがっちりしていて、これは認可法人。弁護士会も一種のコミュニティだが、認可法人にも特殊法人にも何にも入らない、弁護士会独自のものという整理の仕方をしている。いろいろな段階がある。ドイツでは大学はまさにケルパーシャフト、社団である。日本では営造物法人という。法律的な受け皿は色々ある。

科学者コミュニティといった場合の実態は、とにかく科学者はいるだろう。どこからどこまでが科学者なのかという問題はともかく、科学者の声がききたいということなので、コミュニティ論から全てを割り切るのはなかなか難しいだろう。

代表についてもいろいろな意味の代表がある。これから作るであろう日本学術会議が科学者の代表という、その代表の意味もそれぞれニュアンスが違ってくると思う。

ではどういうふうに形態、所轄の問題を整理していくかというと、受け皿としては多面的。私は資料2をいつも頭に描いているので、どこに入れるかはそれほど簡単ではないことを前々から思っていた。まず馴染まないものは排除しなければならない。馴染まない組織は作るべきでない。ただ、私はそれに賛成しているわけではないが、任命権者を内閣総理大臣にしても、会員のロイヤリティは任命権者たる内閣総理大臣に存在するのではなく、会員におかれた職務に対するロイヤリティだと思う。私はそれがプロフェッショナルだと思う。まかりまちがって内閣総理大臣の任命権が残ったとしても、そういった認識がないといけない。

財政のところもなかなか難しいが、やはりお金がなければだめだろう。国際会議と歩調を合わせるにしても日本リードのシンポジウムを開くにしても、お金がなければどうしようもない。予算上のコントロールは仕方ないが、それをどういう形にして自由度を持たせるか、これはむしろ制度屋たる官僚の出番で、これから作っていただけたらと思う。ただ、だからといって法人形態がいけないことにもならない。国立大学法人が独立行政法人でないということが通ると、いろいろ独立行政法人もどきが、中間目標がいない独立行政法人もどきだってあっていいじゃないかという議論がある。そういういろいろな議論があることを前提にした上で、つねに原点をしっかりと押さえて社会に発信するべきで、中間取りまとめに対するいろいろな国民の声が設置形態論に偏ることは、一番踏むべきでない道であると思う。

【市川委員】私は元々ドグマティックで、というよりはすべての人の意見はドグマであるという信仰をもっている。先ほどから話題になっていて気になるのは、日本の科学者未成熟論である。実は、昨日もそういう論理でだいぶ説得を受けたが、1868年の明治維新からすでに130年6世代たった。日本学術会議法成立後50年2世代たっているが、まだ未成熟という。そうすると2つ問題が出てくる。第一は、そういう未成熟な方々にここの3つに掲げられているようなことをお願いしていいのかという問題である。2番目は、何時まで待てば成熟するのかという問題である。こっちの方が建設的なので申し上げたい。成熟するための一つのきっかけが必要である。昔であれば元服の式、戦争前であれば徴兵検査が要る。

経費の大半を国が支えなければならないのは、国として科学技術を支えなければならないのだから自明だが、そこに自ら何かをしていくというきっかけを与えない限り科学者コミュニティは成熟しないで、いままでのような国におんぶにだっこの体制が続いていく。したがって、そのような措置ができる形をぜひとっていただきたい。

【井村議員】前回ほとんど出られなかったが、今日出てみるとだいぶ空気が変わっているところがあるので少し自分の意見を申し上げる。2年ほど前にイギリスのRoyal Societyを訪問した際にPresidentと話をする機会があった。その時言われたことの一つは、「我々は政府にお金を求めない。もちろん政府がくれるのはもらうが、しかし自らは求めない。その理由は政府とは独立して発言したいからだし、時として政府と対立することがあるが、その時に科学者コミュニティとして発言すべきである。だからこちらからはお金を求めない」ということであった。私は成熟した社会における科学者コミュニティはそうあるべきだと思う。ただ、では日本は成熟しているかということとまだ未成熟だという意見が先ほどから出ている。確かに今政府のお金を一切断って日本学術会議が運営できるかということそれは非常に難しいだろうと考える。Royal Societyは会員から徴収すると言っていた。会員として選ばれたのはそれなりのプレステージがあるのだから、会の運営に会員は貢献すべきだという考えである。額は大したことないと言っていたが、そういう精神からお金を出させると言っていた。

私は日本学術会議が科学者コミュニティとして日本国内を代表するだけでなく、国際的にも活躍してほしいと考えるが、政府とは一定の距離があるべきだろう。そうでないと、政府に対する批判が言えないのではないかという気がする。そういうことと、市川委員がおっしゃった、いつまでも未成熟だから政府が丸抱えしなさいというのでは、その組織は成長しない。組織自身が自ら努力してやっていく側面も必要ではないかと考える。それがアカデミーではないだろうか。そういうことから考えて、政府のお金なしには運営

できないのはよくわかるので、できるだけ政府に出してもらう必要はあるが、同時に会員もいろんな努力をしてそれ以外のお金を集められるようにすることも日本の社会を成熟させるためにも、科学者を成熟させるためにも必要ではないか。その点市川委員と同意見。

従って、組織論について今度の中間報告でどこまで打ち出すかは十分慎重でなければならないが、在り方については総合科学技術会議に委ねられているのだから、自分達では決められないとは言えない。やはり議論を尽くして最終的には結論を出していかなければならないと考えている。

【山路委員】井村議員の御意見は重要なところ。科学者コミュニティの仕事。一部には、政府のお金で仕事をするのが当然なところもあるが、その反面、科学者としての自分の意気込みからやること、また自分がやりたいからやるということがあるのだから、一定の、年会費を払う制度を併設するのがいいのではないかと思う。政府から来るお金は仕事に対して出されるのであって、年会費は自分の意志を実現するために出す。それは科学者の意気込みの象徴であるという考え方だ。こうしておけば外国のアカデミーに対しても堂々と交流していけるのではないか。

【塩野委員】今までの日本学術会議が政府に対する批判をしてこなかったということになるのか。

【井村議員】いや、そうではない。しかし、政府から任命されているときに、常に政府に対して批判できるかどうかはわからない。政府からお金をもらいながら政府を批判するのが許されてきたのは、ある意味では戦後社会の健全な形だったが、それが常に許されるかどうかは保障はないと思う。又、批判に迫力があるかも疑問。

【塩野委員】政治的保証はどちらにしてもないと思うが、そういった形を国民がアクセプトするかどうかの問題。私が先ほど言ったのは、政府が科学者の意見を聞きたい、それと同時に国民も科学者の意見が聞きたいときに、国民としてどういう機構を作るか。私は決して今のような特別の機関がいいとは思っていない。ただ、申し上げておきたいのは、国民がどういう形で機構をつくり、その機構の独立性をどうみるかという作り方の問題。日本学術会議が仮に政府の中に入ったとしても、国民が政府の批判をしてくれということで置いたものであるという了解が成り立つと批判は可能である。行政組織法論から言って、政府の中にあるものは政府の批判をしてはいけないというような組織法論は、私のドグマティークにはない。

【井村議員】法律論で塩野委員と戦うことはできない。私の極めてナイーブ

な考え方として、基本的にアカデミーが政府と距離を置いたほうがいいと思う。ただ、日本の社会でどこまで距離をおけるかという問題があって、現時点ではやむをえないだろうとは思いますが、基本理念としては、パブリックな組織、官でも民でもない、ある公の組織としてアカデミーがあるのが一番望ましい。そこへ向けてどのようにして日本の制度を作っていくのが重要だと思う。

【塩野委員】基本的な理念は井村議員とまったく同じ考え方。ただ、こういった場合に、こういう制度が実現してしまうともうそれで終わりだということにならないように、常に逆櫓を用意しておかなければならない。なぜこういうことを言うかということ、組織形態論、或いは所轄をどこにするかは、かなり政治的な問題で決まってくることがある。このうちのどれを選べばよいかはなかなか論理的には出てこない。こちらの方がいいだろうと思っても、なかなかこういう情勢があればこうなるという問題があるので、いかなる場合においても、独立性、公正性は担保されているはずだ、そういうことで国民がこういう制度を作ったという逆櫓を常に置いておかないと、負けたらそれで終わりになってしまうことを恐れる。

そういういろんな情勢があるときに、これは我々に対する諮問事項にもなるので、どこまでこの会議で決めることになるのか、所轄まで決めることを委託されているのか、それとも基本的骨格、独立性の場合についても、どういう点において必ず独立性を持たなければならない、つまり職権行使の独立性がぎりぎりのところだと思うが、それは当然のこととして、形態のところまで踏み込んだ独立性のことを言わなければならないのか。独立行政法人における指揮監督の問題もある、特殊法人にしる認可法人にしる常についてくる話なので、どこまで踏み込んで細かな組織までするのか。難しいのは、組織形態論に入ると、その形態の中の国との関係まで踏み込まないと、ただ指定法人と言ってみてもすごい指定法人も柔らかな指定法人もある、認可法人もいろいろある。ただ形態を唱えてみてもあまり意味がないと思う。これからいろいろお考えだろうとは思いますが、この会議でどこまでそういった細かなことまで制度設計をするという諮問を受けているかを伺いたい。

【石井会長】法律には、「在り方」についてここで検討すると書いてある。それだけで、それをどう受け取り、どういう具体的な報告書としてまとめるかは幅があると思っているが、少なくともこの中間まとめの程度では責務を全うしたことにはならないだろうということは確かで、引き続き検討する。

塩野委員の指摘は非常に大事なことで、こういう制度にすると独立性が損なわれるとかいうふうに決め付けてしまわない方が安全だろうという気はする。科学者が成熟しなければいけない、それを求めるのは必要だが、同時に国が成熟する、或いは政府が成熟することも求めていかなければならない。

国の組織の中に批判をする組織ができるのも一つの成熟の尺度かもしれない。そういう意味では国の機関であってかつ独立であるという、我々が望ましいと考える日本学術会議の在り方に少なくとも反しないものを模索し、かつその可能性を追及できる余地がないと、法人化が実現しない限り独立性がなくなってしまったというレッテルを貼ることになりかねない。独立性を、どの形の時にはどうやるかをきっちりと押さえておくことが必要。おそらく我々の仕事はそれを詰めていくことだろう。無論、ここで皆さんのご意見がまったく一致してこういう形態が望ましいという結論が出れば、それに越したことはないが、そこまで到達しないでも、法人なら法人でいろいろあるが、どういう形で保障されるべきかについてのきっちりしたイメージを描いて出す、そこまでは最低限行かなければならないと解釈している。

【三井委員】日本学術会議法の第3条「独立して左の職務を行う」とあり、従来から日本学術会議の独立性はあったと思うし、塩野委員も言ったように、従来から政府の批判はしてきた。

中間まとめ案の設置運営形態等のところで日本学術会議が持つべき機能について、中立性、独立性、弾力性と、行政や社会に対する信頼性、それから科学に対する連絡や提言と書いてあって、その次に「より独立した設置運営形態を引き続き検討」とある。資料2の組織形態の比較を見ると、独立性が強いのは人事院である。この「より独立した設置運営形態」とは、日本学術会議に対して、どんな意味合いを持っているのかわからない。

【石井会長】日本学術会議の現状よりは、という比較級の使用法だと思っている。現在の日本学術会議よりは独立性があったほうがいいというニュアンスで書かれている。これが不適切ならば、リバイズする必要がある。「独立して業務を行う」と書いてあっても、では独立して行うだけの事務局体制があるのか、予算上どういう形で行われているか、など。例えば裁判所の予算と日本学術会議の予算が同じくらい独立性を維持するために資する形になっているか、その辺りの比較も必要かもしれないが。人事院はどうかなども。現在の日本学術会議の予算は、総務省が所轄しているので総務省の本省でスクリーニングがかかり財務省に上がる。今回は概算要求がたまたま総合科学技術会議に上がっているが。どういう形が望ましいのかは議論の余地がある。

【三井委員】そうすると、設置形態のみならず運営形態全体を含んで「より独立した」ということか。

【石井会長】設置形態といっても、国か法人かという二者択一で片付けられるわけではない。国の機関であってもどういう形が望ましいのか。どういう運営が可能な法律上の措置が必要か。そういうことが様々あるので一つに決

めない方がいいというのが、塩野委員のご趣旨だったと思うが。

【塩野委員】そこで止まっていいのか、それを検討した上でベターな、ベストは難しいかもしれないので、ベターなチョイスはこれだということまで行くかどうかの問題。少なくとも当たってみた上でないと結論を出すと大怪我をする。

【生駒委員】ちょっと別の観点から。こうやって議論をしてきてまとめてみると、何の事はない、50年前の日本学術会議法制定の理念に近いところに落ち着く感じがする。細かい選出方法は違うが。しかし、現在の日本学術会議がいろいろ問題を抱えていることから出発した議論が、元々の精神から随分違ったところにある。科学コミュニティの代表であることは「総意の下で」と書いてあるが。いったいこれが、日本学術会議を変えてこういう格好で運営されることを担保するようなメカニズムはどこにあるのか。

【石井会長】そのメカニズムをいろいろ考えましよう、御議論いただいている。

【生駒委員】この後の処置は、いったいどういうことをやって、この精神に則って日本学術会議が運営されるかどうかは、ここでの議論の対象ではない。だから何のことはない、最初の精神に極めて近いところに戻る。しかし現在はそれから乖離している。また乖離が起こるのではないか。それはどういうメカニズムでインプリメントされるかということ。

【石井会長】まず理念は共通性が非常に大きいと思う。むしろ重要性が増しているくらい。その理念を実現するための科学者コミュニティの代表の機関はどうあるべきかということで、会員選出方法とか部構成などの制度論を議論している。そしてその全体をくるむところの設置形態、大きなところでは国の機関か法人かということになる。もっとも、これは日本独特の議論かもしれない。ドイツでは国の機関であって法人格を持つというものがある。大学がそうだ。これからその仕組みを作れというのは大変難しいだろうが。

【塩野委員】よくわからないが、国の機関であることの定義の意味、国家行政組織法上に入れろということと法人格を与えるのは無理だろう。しかし、私のドグマでは独立行政法人は広い意味で国の機関、行政主体である。

【石井会長】ドイツの大学が法人格を持つ場合は行政主体ではない。国の営造物である。

【塩野委員】そうだ。予算のところで欠けているところはあるが、昔の日本流でいえば独立の公法人。ドイツでは単純に公法人という。フランス語では *etablissement publique*。

【市川委員】いまのご議論と関連し、先ほど塩野委員がいわれた、どの設置形態にしろ一番大切なものが維持できるようにする必要があるというのに関連して申し上げたい。私は法律に書いてもだめだと思う。というのは、日本には、山本七平さんの言葉では「法外の法」、私は「暗黙の法」と言っているが、それが働いて、法律は法律のまま運用されない。例をいうと、人事院について国家公務員法では「人事院事務局の組織および人員は人事院が定める」とある。また、人事院が提出する予算は政府は手をつけてはならないことになっている。しかしこのたびの行政改革で人事院は局と人を減らした。どういうことかということ、政府全体が痛みを感じて減らしている時に、内閣の下にある人事院がその痛みを共有しないのはどういうことだ、という暗黙の法が働く。予算についても同様で、何パーセント削減とか何パーセントシーリングが行政全体にかかっている時にどうして人事院は突出できるのだということになる。だから少なくともその2つの条文は何の意味もない条文になっている。

学術会議が今後どういう形になるかわからないが、仮に国の組織になるとすると設置運営について法律が書かれるのだろうが、法律だけで担保できるものではない。それをどうして担保するのかが一番大切である。学術の場合はそれは見識だろう。では見識に頼ろうとしたときに「未成熟だ」といわれると私は立つ瀬がない。そのところは本当にしっかり押さえておく必要があると思う。

【塩野委員】確かに難しい。しかし一番大事なのは国民が関心をもつ、あるいは批判とまでいかなくても誰かがそれを見て正すべき時には正すことを提言機関に提言するということ。一つのメリット或いはデメリットと考えなければならないのは、仮に国の予算が多少なりとも入った場合にいろいろな法人形態を考えると、情報公開法が適用になる場合とならない場合がある。日本学術会議の運営に情報公開法が適用されて国民の目にさらされる、あるいは日本学術会議が説明責任を持つ立場をとるのがいいのか、あるいは科学者コミュニティは国民の目からはずれたところにあり自立性を尊ぶ、ちょうど昔の国立大学の立場だが、それがいいのか。また最近いろいろな形で外部からの視点を入れることによって機能を担保する。機能を担保するのは日本学術会議があまり活動していないからそれをするのではなくて、それについて政府がどう答えたかも外部評価に入ると思う。そこが今までの日本学術会議や従来の政府機関の在り方とは情報公開法以後、変わってきている。

【石井会長】情報公開法の適用・不適用といったときに、資料2ではどこで切れるのか。

【塩野委員】特殊法人まで。認可法人の一部も適用となる。日銀など。

【石井会長】担保は制度ではうまくいかないだろう。あとは日本学術会議が国民に対して、政府に対してどれだけしっかりした仕事ぶりをするか、そこが一番大きな要だろう。今まで拝見していると、科学についての色々な勧告を出しているが、全部実現していたら政府予算が破綻するような勧告を一時期乱発した。これから国の財政を念頭に置きながらビッグサイエンスをどう持っていくのかを科学者がしっかり議論して交通整理して示すことを是非やっていただきたい。今、日本学術会議は特別の委員会を作っているが、そういうことがきっちり議論されていくことになれば、総合科学技術会議としても勉強になるし、政府の予算編成にも大きな力になるだろう。最初に申し上げたことに戻るが、科学者の利益ではなく、科学の公共性のために議論が積み重ねられていることがしっかりわかれば、それが政府に批判的であれ、国民は納得するだろうし、成熟した政府であれば当然受け入れるはずだろう。

【井村議員】私は日本学術会議会員になったことがないのでどういう議論がされているか、内容は知らないが、これからの社会を考えると日本学術会議への期待は高い。総合科学技術会議の議員になって感ずることは、これはあくまで政府機関で、いろんな制約がある。そういうことを離れて日本学術会議は科学者コミュニティとして発言ができる。そういう意味で期待もしている。もう一つは時代を先導して欲しいと思う。今、日本が変わらなければいけないのになかなか変わらない状況で苦しんでいるので、日本学術会議こそは新しい形態で日本をリードするようになってほしい。

そうすると、国家組織であるのが本当にいいかどうかは非常に疑問。今までも国家に対して批判をしていたが、国からお金をもらって批判するのは非常に弱い。本当は離れたかたちですれば強かったと思うが、そういう意味で限界があったのではないか。国からの支援がないとできないのは言ったとおりだが、何か新しい仕組みを考えて、時代を先取りするような形になってほしい。そうでないとさっき生駒委員が言われたが、50年前と変わらないといわれると、大きな点は変わっていないことになる。

【中根委員】いろいろ考えていくと、従来の日本学術会議のようになってしまいう心配があるが、国家機関というか、在り方について大きな変更はできないだろう。そして変更できるところは財政基盤だと思う。ここには現行の制度は全額国庫となっている。イギリスの Royal Society は非常に大きな団体で実力もあるが、British Academy になると国家からの助成金が大きく、あ

とは寄付金で補っている。そして政府に対して遠慮することなくいろいろと出来ている。そういう意味で、国庫負担が大きな部分を占めても、財政基盤を寄附だとか会費だとか、もっとコンプレックスにすれば、単純に国にどうということがなくなるのではないかと思う。科学者の意識も低いが、国からのアプローチももう少し、科学者に対しておおらかな気持ちで期待をもつようになればいいのではないか。資料2のどこに入れるかよりも、実態をどうするか。結果として現行のようになってもいいと思う。一番の大きな変更は財政基盤のところにあると思う。

【益川委員】言葉として50年前と同じと言われた。私は素粒子論を勉強しているので、日本学術会議の初期の段階で活躍された朝永先生や坂田先生の近くで生活していた。だから日本学術会議に対してそれなりの思い入れもあるし、ロマンを感じて育ってきた。そういう目からみると、50年前と同じというが、問題は50年前、戦後の一種の高揚期の中で語り合っているというものであってほしいと言った姿にならなかったことの方が問題と思う。

【塩野委員】中根委員から財政の問題が出た。国からお金が出ると批判できるかどうかという問題とも関連するが、それは批判できるかできないかという問題ではなく、実質的な活動の独立性が国から予算が出るときには非常に制約されるのは事実。政府機関の中に入ると、会計法、財政法がもろに適用される。裁判所だって同じ。裁判官を増やすといっても、最高裁が書けばすむかということそうではない。会計法、財政法の呪縛から逃れるのが大事。しかしお金はあまり出てこない。だからどこかで補うというチョイスも十分ありえる。それも考えておかないと、国の機関でお金をもらって使い勝手は自由ということは難しい。国立大学が外に飛び出たのもそれが一番の理由の一つと思う。個人的には会計法を改正して、こういった自立性のあるものには会計法、財政法をかえればいいと思うが、そこはどうにも動かない。それは経験上動かないのであきらめていただくしかない。

【石井会長】お金の使い方の制約をおっしゃったが、欲しいだけはつかないという問題もある。

【塩野委員】どういうものを欲しがるかという選択にも財務省が介入する。例えばあるプロジェクトをしたいとき。文科省でもそうだったと思うが、いくつかプロジェクトを持っていて、今年はこの方向で、ということになると、大学は自立性を失う。国立大学法人になって交付金がどのくらい自由度が増すかという問題はあるが、そこはかなり学内での配分についての自由度が保てるのが一つのメリットと感じておられるのではないか。

それから、井村議員のご心配だが、総合科学技術会議はこれはドイツ語で

いうとレギールグそのもの。今度の日本学術会議はかりに国の特別の機関といってもレギールグではない。政府の政治的決定に対して横から、ある意味では掣肘する、ある意味ではエンカレッジする、そういう意味のもの。

日本学術会議が特別の機関でそのまま残って総務省におかれる場合と内閣府に入った場合に、国民が、内閣府に入ったときに、同じ穴の貉じゃないかを見るのか、総務省におかれたほうがいいのか、さらに人事院の方におかれたほうがいいのかという問題がある。ただ、霞ヶ関の力関係からいうと、はずればはずれるほど霞ヶ関の力関係は弱まる。ただ、それを支えるのは国民の支援、マスメディアが一番大事かもしれないが。さらにそれを支えるのが市川委員のおっしゃった見識、意見の見識。最後の担保は何かというと、日本学術会議の意見そのもの、見識そのものである。

【山路委員】ちょっと視点が変わるが、50 年前とあまり変わらないという意見があったが、一番変わったのは、役割の 。社会とのコミュニケーションだと思う。これは現在の社会にとって非常に重要なことで、大いに評価していいのではないか。これを成功させるためにこういう組織、あるいはこういう構成にする、会員の性質にするということもあるのではないかと思う。

と については 50 年前からその項目はあったのだが、それがうまくいかなかったのでこの専門調査会ができたのか、それとも を加えるためにできたのかはよくわからないが、 、 については、かなりやってきたはずだ。

については政府との関係で、お金を調査提言の活動のために頂くのは当然のことだろう。 は 50 年もやってきたのだからそろそろ成熟して、国の丸抱えでなくても出来るようになっていくべきであったが、まだ出来ないのだったら大変残念なことである。しかし、現実にはそういう状況なので、国から何らかの支援を受けるのはやむを得ないが、 をするのはやはり科学者自身の意志意欲でやるべきなので、お金の出し方その他で、科学者自身が自分の意志意欲でやっていることを見せる必要があると思う。

【石井会長】 が新しく加わったという点についてコメントを言わせて頂く。日本学術会議が出来た当時の議論を文献などで読んだことがあるが、終戦までの日本は非科学的な国だったという認識が大きなモチベーションになっていた。「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」というのは、今も 50 年前と共通のところがあるが、その当時はもっと気負いがあって、政府の横にあってどうこうするというのより、ずっと強い思い入れがあったのだらうと思う。だから勧告などの強い権限にもつながったのだらうと思っている。同じような言葉が使われるにしても、今度の間中まとめの考え方は、こういう気負いとは違う役目を期待する文章になっていると思う。

【市川委員】私もちょっと違った視点で、組織形態に関わらず何らかの運営上、あるいは設置上の制約をかけておいた方がよいと思うので申し上げる。最近の日本学術会議は活発に書類を出している。「日本学術会議の在り方」を出され、最近「日本の計画」を出された。独断でいうなら内容的にはがっかりしているが、それは別として、そういうものを出していること自体、活性化の一つの指標だろう。

ではなぜ前期、今期に活性が上がったかを考えると、普通いわれる２つある理由のうちの１つが働いているのだろう。２つとは、一つは、会長は「気負い」とおっしゃったが、自分がこれをやらねばならぬという「気概」であり、他の一つは個人または組織の生き残りがかかることである。この２つの理由で個人または組織は活性化する。いまのところ気概はあまり期待できないようなので、生き残りがかかる状況にずっとおいておくのは意味があるのではないか。そのタイムスパンをどうとるかはいろいろある。最近よくある５年の中期計画はおかしいと思うが、もう少し息長く活動の結果が見えてくるようなスパンで、生き残りが何らかの形でかかるような評価をするような仕組みを残しておくのは意味があるだろう。

少なくとも成熟するまでの期間はそれが必要で、しつけの一つになると思う。

【石井会長】他になにかありますか。ご了承が得られればこれを中間まとめとして総合科学技術会議の本会議に報告し、その上で公表し、意見募集する運びとしたいが。

（一同より意義なしの声）

ありがとうございます。では、文章の若干の調整や総合科学技術会議にどういう形でかけるか等については座長一任とさせていただきたい。

（一同より意義なしの声）

【市川委員】パブリックコメントについてだが、私もいくつか経験があるが、上手に使わないといい意見が挙がってこない。特定の団体からの大量のコメントとか、本当に欲しいところからは寥々とした意見しかこないということがある。是非何らかの工夫をして、科学者或いは科学に関心をもつ一般の方々から意見が挙がってくるようにしていただきたい。

（２）その他

第１０回専門調査会議事録（案）について資料のとおり確認、公開することとなった。